附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項に二号を加える改正規定（第八号に係る部分に限る。）及び次条第二項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　別段の定めがあるものを除き、改正後の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）第四条の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（同法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に終了する連結事業年度（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）に係る法人税の申告について適用し、法人の同日前に終了した事業年度に係る法人税の申告及び連結法人の同日前に終了した連結事業年度に係る法人税の申告については、なお従前の例による。

２　新規則第四条第一項第八号の規定は、法人の令和四年四月一日以後に終了する事業年度に係る法人税の申告及び連結法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。）の同日以後に終了する連結事業年度（令和二年改正法附則第百四十一条の規定による改正前の租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第六号に規定する連結事業年度をいう。）に係る法人税の申告について適用する。

○財務省令第二十七号

所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第百二十五号）の施行に伴い、並びに同法附則、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

目次中「第五条の三」を「第五条の二」に、「第十七条の四」を「第十七条の二」に改める。

第一条第三項を次のように改める。

３　第三章において「人格のない社団等」、「法人課税信託」、「連結親法人」、「減価償却資産」、「連結法人」、「分割法人」、「現物出資法人」又は「連結子法人」とは、それぞれ法第二条第三項第一号、第二号、第七号、第十二号、第十四号、第二十八号、第二十九号又は第三十三号に規定する人格のない社団等、法人課税信託、連結親法人、減価償却資産、連結法人、分割法人、現物出資法人又は連結子法人をいう。

第三条の二の見出し中「復興産業集積区域等」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「法第十条第一項に規定する認定地方公共団体の同項に規定する建築物整備事業の用に供する建物及びその附属設備が同項に規定する政令で定める要件を満たすものである旨を証する」に改め、同項各号を削る。

第三条の二の次に次の一条を加える。

（企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）

第三条の二の二　令第十二条の二の二第二項に規定する報告に係る財務省令で定める書類は、福島復興再生特別措置法施行規則（平成二十四年復興庁令第三号）第三十七条第一項の実施状況報告書とし、令第十二条の二の二第二項に規定する特定事業活動を適切に実施していることを証する書類として財務省令で定める書類は、福島県知事の交付する福島復興再生特別措置法施行規則第三十七条第三項に規定する適切に実施していると認定したことを証する書面とする。

第三条の三の見出し中「復興産業集積区域」を「特定復興産業集積区域」に改め、同条中「応じ、当該」を「応じ当該」に改め、同条第一号中「応じ、」を「応じ」に改め、同号ロ中「その雇用された者から提出された」を削り、「掲げる書類」の下に「その他の書類でその者が同日において令第十二条の三第一項第一号に規定する特定被災区域（⑴及び次号において「特定被災区域」という。）内に所在する事業所において雇用されていたことを明らかにする書類」を加え、同号ロ⑴中「同日」を「その者を同日」に、「令第十二条の三第一項第一号に規定する特定被災区域（⑶及び次号において「特定被災区域」という。）」を「特定被災区域」に、「同法第二十二条第一項」を「同項」に改め、同号ロ⑵中「回答書（」の下に「その者が」を加え、同号ロ⑶を削る。

第三条の三の二の見出し中「企業立地促進区域」を「企業立地促進区域等」に改め、同条中「第十条の三の二第三項」を「第十条の三の二第四項」に改め、「法第十条の三の二第一項に規定する給与等の支給を受けた者が同項に規定する避難対象雇用者等のうち」を削り、「者のいずれに該当するかに応じ、」を「個人の区分に応じ」に改め、同条各号を次のように改める。

一　法第十条の三の二第一項の表の第一号の第一欄に掲げる個人に該当するものとして同項の規定の適用を受ける個人　同項に規定する給与等の支給を受けた者が同号の第三欄に掲げる雇用者のうち次に掲げる者のいずれに該当するかに応じそれぞれ次に定める書類

イ　令第十二条の三の二第五項第一号に掲げる者　次に掲げる書類その他の書類でその者が平成二十三年三月十一日において同号に規定する避難対象区域（⑴及びロにおいて「避難対象区域」という。）内に所在する事業所に勤務していたことを明らかにする書類

⑴　平成二十三年三月十一日における労働基準法第二十二条第一項の使用者（次号イ⑴及び第三号ロ⑴において「使用者」という。）のその者が同日において避難対象区域内に所在する事業所に勤務していた旨を証する同項の証明書（次号イ⑴及び第三号ロ⑴において「証明書」という。）

⑵　雇用保険の被保険者資格の取得の届出の確認の照会書の写し及び公共職業安定所の当該照会書に対する回答書（その者が平成二十三年三月十一日における被保険者資格を取得していることを明らかにするものに限る。）